

保護預り規定兼振替決済口座管理規定
新旧対照表

保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債、取引残高報告書式)

保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債、取引残高報告書式)

(趣旨)

(趣旨)

第1条 (略)

第1条 (略)

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第2条 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第43条の2に定める分別管理に関する規程に従つて次のとおりお預りします。

第2条 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第43条の2に定める分別管理に関する規程に従つて次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管(以下「混合保管」といいます。)できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもつて行うことがあります。

- ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。)できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもつて行うことがあります。

(混合保管に関する同意事項)

(混蔵保管に関する同意事項)

第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

第3条 前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第4条～第6条 (略)

第4条～第6条 (略)

(手数料)

(手数料)

第7条 (略)

第7条 (略)

(指定口座の管理)<追加>第7条の2お客様は、第7条の指定口座(その貯金口座が2021年10月1日以降に開

(改正後)	(改正前)
<p><u>設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。) について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</u></p> <p><u>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u></p> <p><u>3 お客様が前 2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>第 8 条～第 12 条 (略)</p> <p>(抽選償還)</p> <p>第 13 条 <u>混合</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第 14 条～第 25 条 (略)</p>	<p>第 8 条～第 12 条 (略)</p> <p>(抽選償還)</p> <p>第 13 条 <u>混蔵</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第 14 条～第 25 条 (略)</p>

附則

(実施日)

この規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日から実施する。